

【資料 5】

児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する

第三者委員会令和 2 年大市教委第 3301 号に関する部会運営要綱（案）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する
第三者委員会規則（平成 27 年大阪市規則第 177 号。以下「規則」という。）第 13
条の規定に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する
第三者委員会が行う令和 2 年 12 月 1 日付け大市教委第 3301 号の諮問についての調
査審議に関し必要な事項を定めるものとする。

（調査審議の分担）

第 2 条 前条の諮問についての調査審議は、規則第 6 条の規定により設置された部会
において行うものとする。

2 前項の部会は、令和 2 年大市教委第 3301 号に関する部会と称する。

（調査の範囲）

第 3 条 部会は、教育委員会からの諮問に応じ、次の事項の調査審議を行う。

- （1）調査事案（部会の調査審議の対象となる事案をいう。以下同じ。）に係る事実
関係の調査
- （2）調査事案に係る学校及び教育委員会の対応の検証及び分析
- （3）前 2 号の調査審議の結果に基づく是正及び再発防止のために必要な措置

（会議の招集）

第 4 条 部会の会議を招集しようとするときは、部会長は、開催日の 1 週間前までに、
開催日時、場所及び議題を、部会を構成する他の委員（以下単に「委員」という。）
に通知するものとする。ただし、会議を緊急に招集する必要があるときは、この
限りでない。

(会議の公開)

第5条 部会の会議は、次のいずれかに該当する場合を除き、公開するものとする。

- (1) 調査審議事案の当事者の個人に関する情報を会議において取り扱う場合
- (2) 会議を公開することにより、円滑な議事運営が著しく阻害され、審議等の目的が達成できないと認められる場合

2 部会は、1の会議のうち前項各号に該当しない部分を公開とする等の方法により、可能な限り会議が公開されるよう努めるものとする。

3 部会は、会議において、原則として、次の会議の公開又は非公開の別を決定しなければならない。

(議事の進行)

第6条 会議の司会進行は、部会長が行うものとする。

2 事務局の職員は、部会長の求めに応じて発言することができる。

(関係者の出席)

第7条 規則第9条の規定により部会に出席する関係者は、弁護士以外の者については、部会が必要と認めた者に限り、付添人として同席させることができる。

(調査の実施)

第8条 部会が行う事実関係の調査は、あらかじめ、部会の会議において、その調査目的及び手法を明らかにして行うものとする。当該調査を専門委員に委嘱した場合も同様とする。

(議事録等の作成)

第9条 部会の議事録は、会議開催後、部会長の指示に従い、速やかに事務局において作成し、所定の手続により公開するとともに、委員に送付しなければならない。

2 部会は、特に必要があると認めたときは、前項の議事録を委員に作成させることができる。

3 部会は、調査審議の公平、中立に支障とならない限りで、第1項の議事録のほか

に、事務局に資料を作成させることができる。

(答申)

第 10 条 部会は、調査審議を終えた場合は、その結果を第三者委員会報告書として取りまとめ、教育委員会及び市長に提出するものとする。

(委員の報告義務)

第 11 条 委員は、大阪市その他の調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合は、その旨を教育委員会及び部会に報告しなければならない。

2 部会は、前項の報告があった場合は、当該委員の調査事案からの除斥の要否について、教育委員会に意見を述べるものとする。

(委員の守秘義務)

第 12 条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(施行の細目)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、委員が協議して、その都度定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 12 月 14 日から施行する。